古賀市企業立地促進条例について

古賀市商工政策課

古賀市企業立地促進条例の概要

条例の目的(第1条)

市内における企業等の立地を促進するために必要な措置を講じることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に資すること。

支援措置 (第4条)

〇 固定資産税の課税免除

事業開始(事業所を新設または増設し、事業を開始すること)に伴い建築(増築)した 家屋または構築物、取得した土地に課税する固定資産税を3年間、課税免除する。

〇 雇用奨励金の交付

新規に正規雇用し、その従業員が古賀市に在住している(した)場合に、一人当たり12万円を交付する。本社機能を設置した場合は、一人当たり24万円を交付する。

〇 本社等立地交付金の交付

本社機能の設置を行った事業者に対して、

- ・正規雇用している従業員の転入に要する費用(古賀市に転入した場合)
- 本社機能の設置に要する事務的経費
- ・登記費用相当額(本店登記を行った場合)を交付する。
- ※本社機能の設置・・・総務部門、経理部門、企画部門、研究開発部門、事業を統括する部門を設置し、 当該事業所に取締役の1/2以上が主に勤務すること

支援措置の要件

①指定地域での事業開始 (第5条第1号・第2条3~5・7号)

指定地域で事業所を新設または増設し、事業を開始すること。

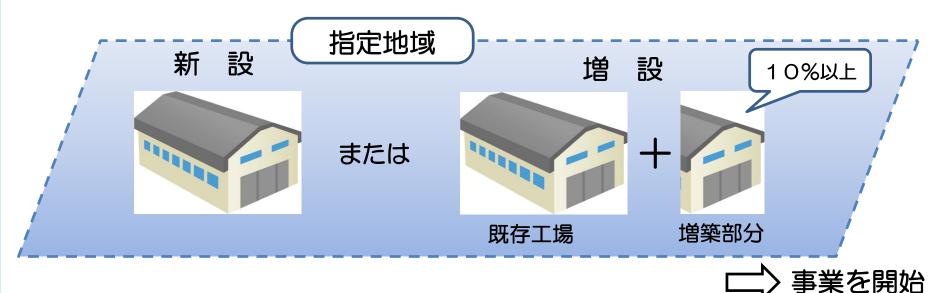
〇指定地域・・・地域未来投資促進法に基づく福岡県における基本計画で

工業立地特例対象区域と指定されている地域

※古賀市工業団地・古賀物流団地・玄望園地区開発地域・JR古賀駅周辺の企業立地済みの工業地域 (平成30年1月1日現在)

〇新 設・・・事業所を新築すること

〇増 設・・・既存事業所を増築すること(床面積で10%以上増加すること)



支援措置の要件

②投下固定資産総額(第5条第3号・第2条第8号)

事業開始に伴い取得した事業の用に供する固定資産の総額が2億円以上であること。 [対象固定資産]

〇家屋または構築物・・・建設の着手から3年以内に事業開始し、事業開始日から 直近の1月1日に建設されているものに限る

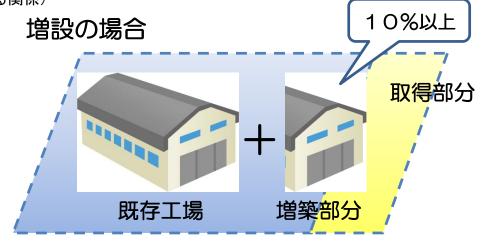
〇土 地・・・取得の日から3年以内に家屋または構築物の建設に着手したものに限る

※事業を開始する事業者と密接な関係を有する事業者が取得したものも総額に含むことができる (親子関係に準ずる関係)

新設の場合



建築費≥2億円 建築費+土地代≥2億円



建築費(増築部分)≥2億円 建築費(増築部分)+土地代(取得部分)≥2億円

支援措置の要件

③常時雇用従業員数 (第5条第4号・第2条9号)

期間の定めがなく、雇用保険の被保険者である従業員の人数が5人以上であること。

4 その他 (第5条第5~9号)

- 〇市税及び本市に関する使用料等を滞納していないこと。
- ○重大な法令違反がないこと。
- 〇暴力団または暴力団員でないこと。
- 〇暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっていないこと。
- 〇暴力団または暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者と 密接な関係を有し、またはその利益となる活動を行っていないこと。

①固定資産税の課税免除 (第4条第2項第1号・第2条第8号)

事業開始(事業所を新設または増設し、事業を開始すること)に伴い建築(増築) した家屋や構築物、取得した土地に課税する固定資産税を3年度分免除する。

- 〇事業開始日が属する年度の翌年度から3年分
 - ※事業開始日が1月2日から3月31日の間の場合は翌々年度から3年分
- 〇事業開始をする事業者と密接な関係を有する事業者が取得したものについても適用 (親子関係に準ずる関係)
- ○基準日は事業開始日から直近の1月1日
- ※家屋・構築物は建設の着手から3年以内に事業を開始し、事業開始日から直近の1月1日に建設されているものに限る ※土地は取得の日から3年以内に家屋または構築物の建築に着手したものに限る



基準日:

この時点で建築済みの家屋または構築物、取得済みの土地が対象

- (例1) 平成30年4月1日に事業開始
- ⇒ 平成31年1月1日が基準日 平成31年度から3年度分を課税免除
- (例2) 平成31年3月1日に事業開始
- ⇒ 平成32年1月1日が基準日 平成32年度から3年度分を課税免除

②雇用奨励金の交付 (第4条第2項第2号・第2条第10号)

新規に正規雇用し、その従業員が古賀市に在住している(した)場合に、 一人当たり 12万円を交付する。

本社機能を設置した場合は、一人当たり24万円を交付する。

- ※本社機能を設置しない事業者の場合、ふるさと就労促進奨励金の交付対象者については対象外とし ふるさと就労促進奨励金を交付
- ※1事業者100人を限度
- 〇事業開始日から前後6月以内に、任期の定めのない雇用をしている
- ○雇用保険の被保険者である
- 〇事業開始日から1年6月経過した後の直近の1月1日に引き続き雇用され、 古賀市の住民基本台帳に記録されている

事業開始日

基準日:

この時点で継続雇用され、 古賀市住民基本台帳に記録されている 正規雇用従業員が対象

雇用期間

- (例1)平成30年4月1日に事業開始
- ⇒ 平成32年1月1日が基準日
- (例2)平成30年10月1日に事業開始 ⇒ 平成33年1月1日が基準日

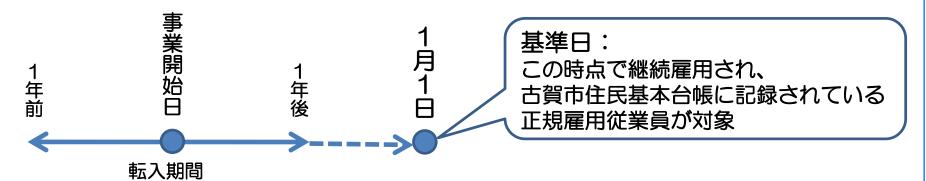
③本社等立地交付金の交付(第4条第2項第3号・第2条第6号・別表)

事業開始前後1年以内に本社機能の設置を行った事業者に対して、交付金を 交付する。

※事業開始日前後1年以内に本社機能の設置を行った事業者に限る。

〇常時雇用従業員の転入に要する費用(転入費用)※1事業者100人を上限

事業開始日前後1年以内に古賀市に転入し、事業開始日から1年経過した後の直近の 1月1日に古賀市住民基本台帳に記録されている従業員数 × 金額(転出地域により決定)



[転出地域]

- 九州 5万円
- 関東・東北 20万円
- · 近畿 · 中国 · 四国 10万円
- · 北海道· 海外 30万円

- 中部 15万円

③本社等立地交付金の交付(第4条第2項第3号・第2条第6号・別表)

〇本社機能の設置に必要となる事務的経費

資本金の額に応じて交付

[資本金]

- 1,000万円以上1億円未満20万円
- 10億円以上50億円未満 210万円
- 1億以上10億円未満 50万円
- -50億円以上 360万円

〇本店登記の費用

本店登記をした場合に限り交付

一律20万円